

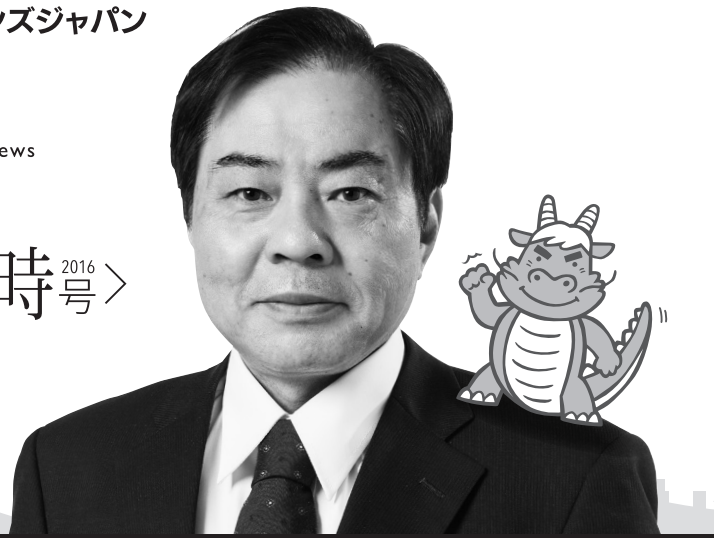
# あらき ニュース

Ryusho Araki News

〈臨時<sup>2016</sup>号〉

**緑の党**  
グリーンズジャパン

発行：福岡市議会議員 荒木龍昇  
〒814-0033 福岡市早良区有田5-17-7  
TEL.092-862-8980 / FAX.092-862-8985  
メール f-lopas@hf.rim.or.jp



## 熊本大地震の被災者の方々にお見舞い申し上げます

4月14日の震度7の大地震、16日に再び起こった震度7の大地震、そして今もなお大きな余震が続いています。亡くなられた方のご冥福と、一日も早い地震の収束と復興を願っています。私も全力を挙げて支援していく所存です。

## ◎川内原発の稼働停止と速やかな点検を求めます

今回、熊本で起こった大地震は中央構造線という断層が動いた群発地震です。鹿児島県薩摩川内市にある川内原発は中央構造線断層帯の近くにあり、出水断層など幾つもの断層が確認されています。

今回の地震では、最大「1580ガル」という巨大な揺れが記録されましたが、川内原発の耐震の揺れの想定は「620ガル」となっており、もし直下や近隣で巨大地震が起これば、福島第一原発事故のような過酷事故が起こる可能性が否定できません。福島第一原発事故では何度も「想定外」という言葉が使われましたが、今回の熊本大地震も「想定外」の地震でした。福島第一原発事故の教訓を生かすには、まず「想定外を想定する」ことが必要です。

万が一、巨大地震が起これば、今回の熊本大地震のように道路や橋梁、鉄道が寸断され、地震の被災者や近隣住民の避難が不可能になり、域外からの緊急救援も難しいことが予想されます。事故を未然に防ぐた

めに、川内原発は直ちに稼働を停止すべきです。また、原発は2ミリ程度の細管が何千とある複雑な構造になっており、それらに損傷がないかしっかりと確認すべきです。しかし、丸川環境大臣も九電も原発を止めて点検することなく、地震直後に放射線漏れが検知されていないことをもって「問題ない」としています。これで本当に安全を確認したと言えるでしょうか。事故の危険性を抱えているにもかかわらず、原発を動かし続けることは人権侵害そのものです。



日本を縦断する最大の活断層・中央構造線

## ・川内原発に免震重要棟なし。事故時、対応困難の可能性あり。

福島第一原発事故のとき、事故の拡大を防げたのは免震重要棟があった為とされています。免震重要棟は地震などの非常時に原発の運転操作を維持でき

るようにする施設です。九電は川内原発を稼働させる前に「免震重要棟を設置する」としていましたが、それを作ることを怠り、耐震施設にすり替えました。

〈裏面に続く〉

「免震」と「耐震」では大きく構造が違います。耐震施設も地震の揺れで倒壊しない構造にはなっていますが、地震の揺れをなくす構造ではないため、大地震の際には内部に大きな被害が出ます。原発をコントロールする機材に被害が出て、事故時の対応ができなく

なる可能性も大いにあるのです。このような状況で原発を稼働させ続けることは、人命を軽視するものであり、決して許されるものではありません。川内原発の稼働を直ちに止めることを求めます。

「刑事訴訟法」改悪を許してはいけない！  
不透明な取り調べ、突然えん罪で巻き込まれる可能性！

2009年、村木厚子・厚生労働事務次官が逮捕され、無罪が確定した文書偽造事件で、検察による証拠改ざんが発覚し、強引な取り調べと自白に頼った捜査に批判が起きました。これを発端に「えん罪を防ぐ」という目的で改正の議論が始まったのですが、いま参議院で審議されている「刑事訴訟法」改正案は、内容が変容し、多くの刑法学者や各地の弁護士会、さらにはえん罪被害者の方たちも反対声明を出しています。しかしながら安倍政権は国会期内で強行採決する動きを見せています(5月11日現在)。

そもそも日本の司法制度は、中世並みと言われ、国連人権委員会から人権侵害であるとの勧告まで出ています。刑事訴訟法は一般市民にはあまり馴染みがない法律だと思いますが、今回の

改“悪”案で人権侵害が今まで以上に行われる恐れがあります。

例えば

● 捜査の「全面可視化」の筈が「部分可視化」に

「捜査側の裁量で可視化しなくてもいい」などの例外が幅広く認められています。都合のいいところだけ録音・録画ができるなど、逆にえん罪が増える恐れがあります。

● 司法取引が始まります。

「罪を認めれば、刑を軽くしてやるぞ」海外の映画などに見られる、こういった取引が始まるうとしています。自分以外の人の罪について話せば減刑や不起訴・公訴取り消しになることがあえる為、「密告」や、関係のない人が「犯罪者」になることがあります。アメリカでは司法取引が原因でえん罪が多発しているという報告もあります。

● 権利保釈から裁量保釈へ

本来、証人に危害を与える恐れがあるなど特別な理由がなければ身柄拘束はできませんが、法案では保釈を許す事情がなければ保釈しなくてよくなります。〈憲法34条違反!〉

● 盗聴法

盗聴対象の罪が「組織犯罪」以外にも拡大され、ほとんどの人に適用可能になります。また、今までNTTなど通信事業者のもので、盗聴を行っていたのが、警察署にシステムが導入されることにより、警察は立会人なしの盗聴が可能となります。これも無制限の盗聴へと拡大する危険性ははらんでいます。〈憲法21条違反!〉

2010年は「11位」だった、世界における日本の「報道の自由度ランキング」は、特定秘密保護法の強行裁決をした2013年ごろから急落し、2016年には「72位」まで落ちました。安倍政権が築こうとしている治安維持法体系が、戦前・戦中と同じように国民の知る権利を奪った、監視・密告社会、しいては民主

主義を破壊し、人権侵害を進める動きとなっていくことへの危機感は拭いきれません。この先には気軽に話したことさえ罪に問われかねない共謀罪が準備されています。7月の参議院選挙では戦争をする国になってしまう憲法改悪を進める自民党・公明党の候補者に「NO!」を表明しましょう。

皆さまの声が届く議会づくりを目指しています。

・ぜひ、市政に関するご意見や、日頃の生活の中でお気づきのことなどお聞かせください。  
・2015年の議会報告書(無料)を希望される方は、ご連絡ください。

あらき事務所 ☎ 092-862-8980

「あらき龍昇」公式ウェブサイト  
<http://www.araki-jp.com/>

